

ふれあい

かみのやま 社協だより

No.88 平成24年5月15日 発行

地域福祉向上
のために



健康講話(金生3)



世代間交流運動会(石堂)



ふれあい・いきいきサロン(石崎)

＝地区福祉連絡会の活動＝



手づくり食事サービス(松山)



福祉協力員の説明(河崎)



社会福祉法人 上山市社会福祉協議会

〒999-3135 上山市南町4番5-12号 ☎695-5095

e-mail : ka-syakyo@ic-net.or.jp

HP : <http://care-net.biz/06/kaminoyama/>



この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分で発行しています

共に、支え合いの

「絆」をつむぎましょう

今年春の訪れがことのほか遅くなりましたが、それでも、いつものように梅や桜が咲き乱れ、心和む春の風景を楽しむことができました。平穏の日々の尊さを噛みしめながら、今なお混沌の中にある東日本大震の被災地や故郷を追われた人たちに、心癒す暖かな日差しが存分に降り注ぐことを願わずにおれない心境です。

被災地の復旧支援活動を通して、人と人とのつながり、助け合う象徴として「絆」がクローズアップされましたが、これは、日頃から地域で互いに支え合う「共助社会」を築いていく上でも大切なことです。本市では、全地区に地区福祉連絡会が設置され、地域に根ざした福祉活動が推進され、また、地域や施設などでボランティア活動に積極的に関わる方も多くなり、市民主体の福祉のまちづくりが着実に広がっています。しかし、社会情勢の変化や過疎化、高齢化などによって、かつてあったような住民相互での支え合いが少なくなり、日常の暮らしの中で抱える課題が複雑多様化し、誰もが孤立や虐待など深刻な問題に直面しがちな状況にあります。

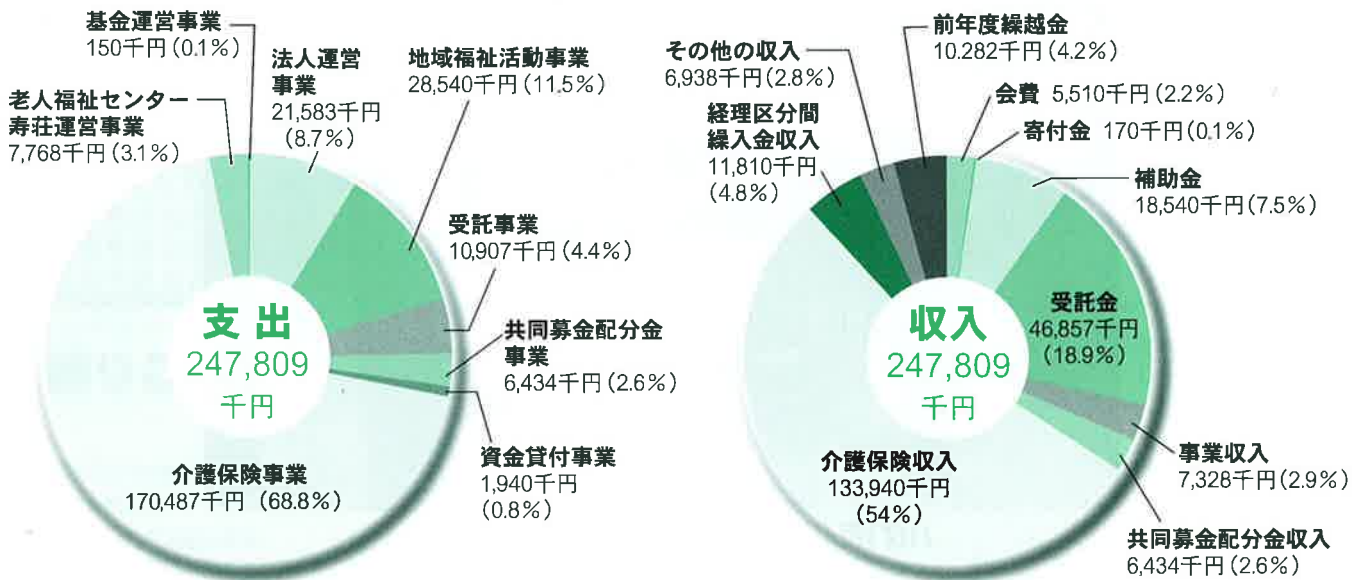
今後、さらに急速に変化する社会の動向を見据え、それぞれの地域において、互いに顔の見える住民同士が支え合いの「絆」をつむぎ、安全で安心して生活できる地域づくりを進めていく必要があります。市民一人ひとりが共に支え合う社会を実現することが地域福祉活動の原点です。どうぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



上山市社会福祉協議会
会長 横戸長兵衛

平成24年度収支予算

収支予算額 247,809,000円 (前年度対比で4.4%減)



市民の皆さんから毎年ご負担、ご協力いただいている会費や募金は、次のように活用されます。

◎社協会費 (一世帯500円以上) ・賛助会費 (一回1,000円以上)

市民主体の地域福祉活動や福祉のまちづくりの財源として活用されます。
(地区福祉連絡会の活動、ふれあい・いきいきサロンなど)

◎赤い羽根共同募金 (一世帯400円以上)

県内の福祉施設等への支援のほか、市内で幅広く福祉活動を推進するための貴重な財源となっています。

◎歳末たすけあい募金運動 (一世帯250円以上)

市民の暖かいまごころとして、歳末に、経済的に苦しい世帯に援助しています。



主 な 事 業

地域福祉活動の推進

- ・ 第二次地域福祉活動計画の策定
- ・ 地区福祉連絡会の設置
(見守り・安否確認・福祉隣組)
- ・ 地域福祉懇談会の開催
- ・ ふれあい・いきいきサロンづくりの促進
- ・ サロン活動サポーター養成講座
- ・ まちなかサロンづくりの促進
- ・ ふれあい福祉活動応援事業
- ・ 福祉バスの運行

ボランティア活動の推進

- ・ 市民福祉活動支援センター『ふれあい』の運営
- ・ ボランティア連絡会議の開催
- ・ 災害に備えるボランティア講座の開催
- ・ ボランティアフェスタの開催
- ・ ボランティア団体の育成と支援

福祉教育・福祉啓発の推進

- ・ 中・高校生介護等体験事業
- ・ 小・中・高校福祉体験学習事業
- ・ 社協だより「ふれあい」発行
- ・ ボランティア広報紙「ときめき」発行
- ・ ホームページでの福祉情報の提供

介護保険サービスの推進

- ・ 居宅介護支援事業（ケアプランの作成）
- ・ 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
- ・ 訪問入浴介護事業
- ・ 通所介護事業（デイサービスはやま）
- ・ 上山市地域包括支援センターの運営

在宅福祉サービスの推進

- ・ ふれあい食事サービス
- ・ 温泉デイサービス事業
- ・ お元気温泉デイサービス事業
- ・ 一人暮らし高齢者ふれあい青空教室
- ・ 家族介護者交流激励支援事業
- ・ ふれあい相談所の運営（毎週木曜日開催）
(無料法律相談：毎月第1木曜日)
- ・ 老人福祉センター寿荘の運営
(公衆浴場併設)
- ・ 生活福祉資金・善意銀行の貸付
- ・ 福祉サービス利用援助事業

児童福祉事業の推進

- ・ 地区管理遊園・遊具等の整備助成

寄付金品の受付

- ・ 社会福祉基金寄付
- ・ 善意銀行寄付
- ・ ふれあい福祉活動応援事業寄付
- ・ 使用済み切手、ペットボトルキャップ等

赤い羽根共同募金運動

- ・ 一般募金活動（10月1日～12月31日）と配分
- ・ 歳末たすけあい募金運動（12月1日～31日）と配分
- ・ 東日本大震災への義援金募金



これからの地域福祉推進をめざして

～ 地域に住むみんなが安全に、安心して暮らしていける地域づくりの指針 ～

◆地域福祉推進のしくみづくり検討委員会からの報告

地域福祉推進のしくみづくり検討委員会

上山市社協が地区福祉連絡会を基盤に推進してきた地域福祉推進の現状と課題を検証し、今後の住民主体の地域福祉の方向性を明らかにしていくために、委員16人による地域福祉推進のしくみづくり検討委員会を組織しました。

この検討委員会では、平成23年3月から1年かけて、他市町の取り組みなども研修しながら、本市の実態に即した新たな地域福祉推進のしくみづくりについて検討を重ね、平成24年3月にその結果を社協会長に報告しました。

報告の要旨は次のとおりです。

地区福祉連絡会の活動と直面する課題

上山市では、昭和62年度から各地区会を母体にした地区福祉連絡会が設置され、地区役員や隣組長等が福祉協力員となって、地域に根差した住民主体の福祉活動が行われてきました。その中で高齢者等の見守りやふれあい活動、防犯、防災、環境整備などの身近な課題に柔軟に対応する共助の意識が醸成されてきました。

しかし、過疎化、少子高齢化、核家族化、生活形態や価値観の多様化などを背景に、地区福祉連絡会の活動を幅広く展開している地区が少なくなっているのが現状です。住民の減少や住民同士のつながりが希薄になるにつれて、地区会の運営や活動への制約が多くなり、地区福祉連絡会の取り組みも思うに任せない地区が増えています。

【委員会の構成メンバー】

学識経験者：2人
行政：2人
地区会長代表：3人
民生児童委員代表：3人
公民館代表：4人
相談員代表：1人
ボランティア代表：1人
計：16人

◆市内各地区で、主に次のような状況が見られます

- * 地区会自体の運営や活動が制限され固定化している
- * 役員や活動の担い手が足りない
- * 住民の参加協力体制が縮小している
- * 地区内の各団体が解散し、活動の場が少なくなっている
- * 地区活動や住民同士の関わり合いに無関心な住民が増えている

◆社会の急激な変化による影響で問題が増加しています

- 生活・福祉課題の多様化をもたらし、公的なサービスだけでは解決できない課題や制度の狭間にある問題
- ・ 孤立 ・ 貧困 ・ 自死 ・ 虐待 ・ 老々(認知)介護
 - ・ 公共交通の廃止 ・ 商店の閉店など

課題や意識を共有し、新たな活動につなげていく体制づくりの必要性

- ・ 地域連携の取り組み
- ・ 地区を超えた日常生活圏域内の活動

地域福祉推進の新たなしくみ

暮らしの中の生活・福祉課題は、互いに顔の見える関係にある地区住民でなければ適切な対応が難しい面があるので、今後も地区福祉連絡会の活動を中核に据えていくことが基本となります。

しかし、一地区だけで対応しきれない課題も多くあるので、地区の枠を超えた生活圏域の中で、情報交換等を行い、さらに、一体的に地域福祉を推進するため、圏域の住民が連携する新たなしくみを構築する必要があります。

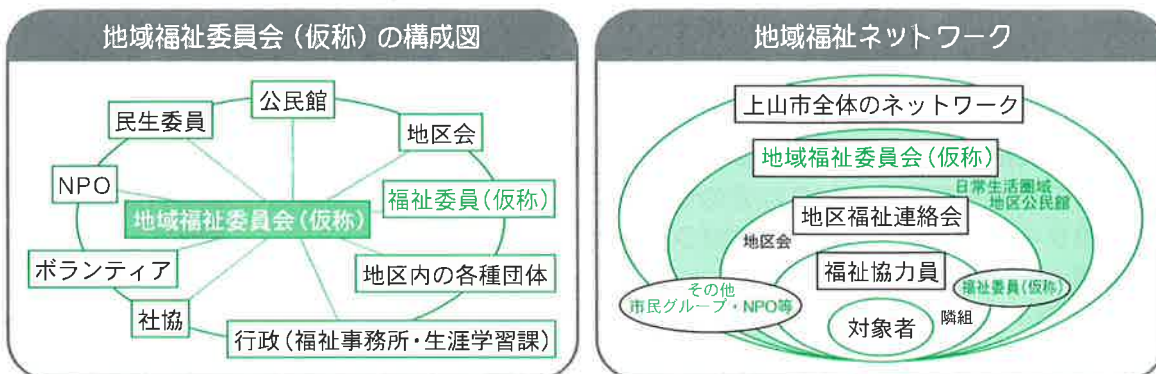
①地域福祉委員会(仮称)の組織化

地域の福祉活動は日常的な高齢者等の安否確認にとどまらず、地域の中でのふれあい活動、治安の維持向上、災害時の助け合い等々、幅広く地域が一体となって共に支え合う環境を築く取り組みで、地域づくりにつながる活動です。本市では、各生活圏域に公民館が設置され、生涯学習活動やコミュニティ活動を通して住民主体の地域づくりが展開されており、公民館と連携を図り地域福祉推進の新たな協議組織を設けることにより、円滑な連携体制と、幅広い活動が期待できます。このような観点から、各公民館の区域毎に地区会長、民生委員、公民館役員、関係団体、ボランティアなどで構成する地域福祉委

員会（仮称）を設置するものとします。委員会では、地域福祉の研修や情報交換のための会議を定例的に開催し、各地区の福祉活動の充実に資するとともに、圏域内の各地区が連携し一体となって取り組む活動や公民館活動と連携した事業なども協議していきます。

②福祉委員（仮称）の配置

福祉協力員は、主として隣組長が担い、隣組毎に高齢者の見守り活動などを行っていますが、1年交代の輪番制のため活動が深化しにくいことや高齢や就労等のため日常の活動が難しいなどの課題もあります。今後も地区福祉連絡会の活動を中核に据えていく上で、福祉協力員の体制は維持していく必要があります。しかし、日常的な見守り等の活動が難しい地区においては、福祉協力員とともに、民生委員、地区役員、近隣住民と連携して身近な生活・福祉課題を発見し、見守りや支援活動を行う福祉委員（仮称）の配置について、中長期的な展望に立って検討する必要があります。



地域福祉活動計画への位置付け

第二次活動計画（平成25年度から5ヵ年）を策定する中で、当検討委員会の協議内容を踏まえ、今後も地区会を母体にした地区福祉連絡会の活動を充実する方策について検討を加えます。また、各地区における福祉活動の課題を明らかにして、日常生活圏域において関係地区、行政、社協、その他様々な社会資源が連携して取り組む地域福祉活動のあり方について、より具体的に検討を重ね、実効性のある新たな地域福祉推進のしくみを指針に位置付けます。

市民の自主的な福祉活動を応援します

モデルサロン活動推進事業助成金 =ふれあい・いきいきサロン活動を地域で始めてみませんか？=

- [内 容] サロンに必要な経費の一部を補助 [助成額] 1か所につき15,000円
 [対 象] ①活動内容が地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがづくり、地域住民との交流や仲間づくり等を目的としていること。
 ②参加者は、高齢者、障がい者、子育て中の親など、地域住民のだれもが参加できるもの。
 ③実施回数が、年6回以上。定期的で開催されるもの。
 ④活動単位は概ね5人以上が見込めるもの。

[申請方法] 社会福祉協議会にある申請書に記入し、提出。

[申請時期] 6月より受付開始



金瓶地区

平成24年度 ふれあい福祉活動応援事業募集

[対象となる団体] 活動の拠点が上山市内にあって、上山市民を対象に継続的事業を行う福祉団体。

- [助成対象事業] ①地域福祉又は在宅福祉の普及向上に関する事業
 ②高齢者の生活支援、健康づくり又は生きがづくりに関する事業
 ③障がい者の自立支援及び社会参加の促進に関する事業
 ④子育ての支援に関する事業
 ⑤ボランティア活動の活性化に関する事業

[助成金額] 助成率は、事業費の3分の2以下とし、1団体10万円を上限とします。

[対象経費] 活動事業を行うのに直接要する費用です。
 (ただし、人件費、打合せ会や反省会等の食料費、団体の経常的な運営費は除く)

[募集期間] 平成24年6月4日(月)～平成24年7月20日(月)

※助成金交付要綱及び申請書等は、社会福祉協議会にあります。



傾聴についての研修会

住み慣れた在宅での暮らしを支援します

☆介護のことはお気軽にご相談ください☆

社会福祉協議会では、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためのお手伝いのひとつとして、介護保険サービス事業を行っています。「介護が必要だけど、家にいたい。」「家族の介護が大変になってきたなあ…。」まずは、お気軽にご相談ください！

居宅介護支援 ☎673-2820

介護のことでお困りごとありませんか？「介護保険のことを教えて欲しい。」「車いすを借りたいのだけど…。」「家の段差を解消したい。」などの介護に関するあらゆるお悩みに介護支援専門員がご相談に応じます。相談は無料です！お気軽にご相談ください。

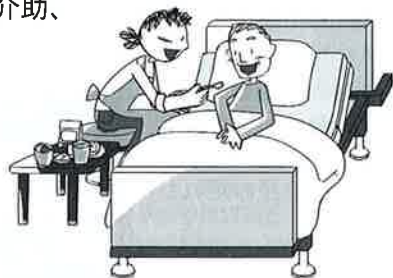
- ・介護保険を利用するための申請・変更手続きの代行
- ・介護用品の紹介や介護サービスなどの情報提供
- ・介護保険サービスを使うためのケアプラン作成
- ・医療機関・福祉施設との連絡調整などお手伝いできます。



訪問介護 ☎677-1570

ホームヘルパーがご自宅に訪問して、高齢者や障がいのある方で、日常生活に介護が必要な方のお手伝いをします。介護に必要な知識を持ち経験豊富なヘルパーが、質が高くこころのこもったサービス提供を行います。

- ・調理、洗濯、買い物など生活のこと
- ・通院や外出の介助、食事の介助、排泄の介助、服薬介助など身体のこと



訪問入浴介護 ☎677-1570

ご自宅のお風呂で入浴が困難な寝たきりの方や障がいのある方に対して、安全で快適な入浴サービスを提供します。ご自宅に介護と看護の専門スタッフ3名が訪問入浴車でお伺いします。

- ・看護師による健康のチェック
- ・全身を洗い、洗髪、必要に応じて爪きりや清拭もさせていただきます。
- ※タオルはこちらで準備します



通所介護(デイサービスはやま) ☎673-3725

葉山にある老人福祉センター“寿荘”に併設されているデイサービスです。少人数(定員10名)でアットホームな雰囲気、1日をゆったりと過ごすことができます。

- ・ご自宅まで送迎します
- ・源泉かけ流しの温泉に入浴
- ・季節ごとの食事や行事を企画
- ・レクリエーションなどの体操



※介護保険のサービスの利用については、市役所で介護認定申請を受けた方が対象となります。

上山市地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口です!!

高齢者やそのご家族はもちろん、地域の方も困っていることや心配なこと、気になることがありましたら、ご相談ください。

高齢者のみなさまの暮らしを、介護・保健・福祉に詳しい専門職員が、不安や疑問をしっかりと受け止めて支援していきます。

どんなことを相談できるの？

ご近所のおばあちゃん、最近姿が見えなくて心配だな

1人暮らしの親のことが気がかりだなあ

最近、足腰が弱ってきたみたい…。予防する方法はありますか？

悪質な訪問販売の被害にあって困っている

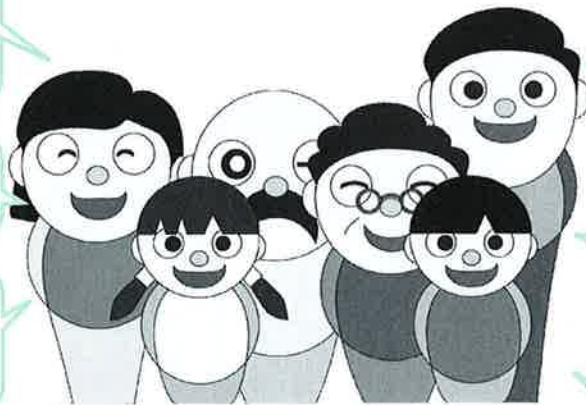
成年後見制度ってなに？

介護保険を利用したいが、どうしたらいいかわからない

もうすぐ退院。でも家で生活できるか不安だなあ

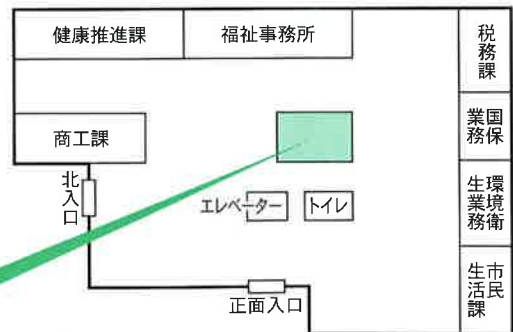
認知症の高齢者にどのように扱ったらよいか教えてほしい

あの家で虐待が起きているかも



上山市地域包括支援センターは市役所1階（福祉事務所向かい）にあります。

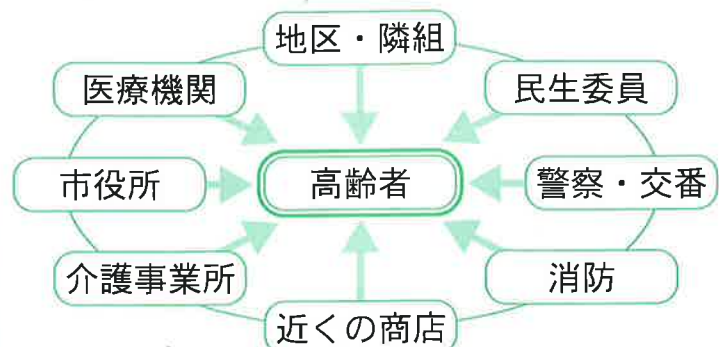
相談は無料です。秘密は厳守します。
電話：673-6055または672-1111（内線144.148）



支え合いの輪をつくる

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら安心して暮らせるように、地域の高齢者の変化や虐待・閉じこもりの有無などの見守りを行い、支援を必要とする高齢者を早く発見するとともに、専門機関とつながりを持ち、地域で高齢者を支え合うネットワークづくりに取り組んでいます。

安心・安全を支えるネットワーク

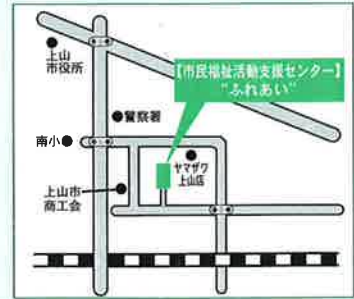


調整
地域包括支援センター

いきいき元気クラブ『パソコン教室』受講者募集!!

社会福祉協議会では、市民福祉活動支援センター“ふれあい”(南町)を会場に、高齢者のための『いきいき元気クラブ：パソコンの教室』を開催します。

6月と7月の2回開催します。以前から興味があったのに、習う機会がなかった方、この機会にどうぞお気軽にお申込みください。



初心者向けに文書作成からメール、インターネットまで講習をします。連続して5回出席できる方が対象です。

- ・実施期日
《6月教室》19日(火)・20日(水)・22日(金)・26日(火)・27日(水)
- 《7月教室》10日(火)・11日(水)・13日(金)・17日(火)・18日(水)
- ・時間 午後1時30分～午後3時30分の2時間
- ・対象 市内在住の65歳以上の高齢者
- ・定員 12名
- ・参加費 1,050円(テキスト代)
※パソコンは社協で準備します。

◆申込み

郵便はがきに住所、氏名、年齢、性別、電話番号、希望の月(6月もしくは7月教室のいずれか)のパソコン教室希望と記入の上、社会福祉協議会までお送りください。抽選の上、受講者を決定し、その結果を全員に通知いたします。

◇締切り：6月5日(火)までの消印有効

◇申込先：〒999-3135 上山市南町4-5-12
上山市社会福祉協議会
電話：695-5095

介護家族のつどいを開催します。

介護しているご家族を支援します。

リフレッシュ、ほっと一息、仲間作り…様々な思いがあって、このつどいを始めました。介護の初心者の方もベテランの方も、一緒になって自由な雰囲気の中、懇談や情報交換をしています。帰りには「来て良かったな。」「さあ、また帰ってから、がんばろう。」そんなふうに思っただければと思っています。介護に関心のある方、将来のご家族の介護に不安をお持ちの方など、ぜひご参加下さい。

- ・開催は、年3回
- ・時間は、午後2時～午後3時まで
- ・参加は、無料です

◆今年度第1回目の日程◆

会場	期日	会場	期日
働く婦人の家	5月24日	中川地区公民館	6月7日
中山地区公民館	5月29日	西郷地区公民館	6月12日
山元地区公民館	5月31日	宮生地区公民館	6月14日
本庄地区公民館	6月5日	東地区公民館	6月19日

認知症サポーター

養成講座を受けてみませんか?

みんなが認知症について正しい知識をもち、助け合うことができれば、認知症の人も家族も穏やかに暮らすことができます。そうした支え合いの輪を広げましょう。

どなたでも90分の講座で認知症サポーターになれるます。

少人数から企業・団体でも構いません。講座の依頼をお受けしております。

◇問合せ・申込み

上山市
地域包括支援センター
Tel:673-6055



※サポーターの証
オレンジリング

困りごと、心配ごと、ご相談下さい

～上山市ふれあい相談所～

【日程】

◎どんなことでも親身になって相談に応じます。	5月	◎10日	17日	24日	31日
◎相談は無料です。	6月	◎7日	14日	21日	28日
◎来所、電話にて対応します。 (無料法律相談は来所のみ)	7月	5日	◎12日	19日	26日
◎個人の秘密は固く守ります。	8月	◎2日	9日	23日	30日
◎匿名でもかまいません。	9月	◎6日	13日	20日	27日

※◎は弁護士による無料法律相談になります。

開設時間：
毎週木曜日 午前9時～午後3時まで
※無料法律相談は午後1時より4時まで

開設場所：
市役所1階市民相談室 TEL**672-1111**(内線129)

木曜日以外は社会福祉協議会事務局で相談をお受けしています。
社協相談所 TEL**673-2750**(午前9時～午後5時)

無料法律相談は予約制です。
当日の方も受け付けますが、予約の方を優先します。予約は社協相談所へどうぞ。

あつたかい旬

●●●福祉のまちづくりのために寄付をいただきました●●●
平成24年2月～4月

- 「寄付金」
・匿名希望 五,〇〇〇円
- 「使用済み切手など」
・グループホーム笑顔様
・佐藤 環子様
・工藤 朱美様
・浦山 芙美子様
・山口 房様
・長谷川 玲土様・峻也様
・上山市更生保護女性会様
- みなさまの善意に感謝いたします。
福祉活動の充実に役立させていただきたく存じます。